

弁理士制度の変遷について

【旧弁理士法】

弁理士業務は特許庁に対する工業所有権出願手続代理が中心

【平成 1 2 年法による全面改正】

- **裁判外紛争解決手続（ADR）の追加**
 - 仲裁申立：3 件(内弁理士の代理 1 件)
 - 調停申立：6 5 件(内弁理士の代理 3 1 件)
 - （平成18年3月末、日本知的財産仲裁センター実績）
- **知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化**
 - 工業所有権から知的財産権（著作権、営業秘密等）へ業務拡大
 - 著作権等に関する義務研修の実績を踏まえ、平成 1 4 年 2 月 1 日より施行
- **事務所の法人化、複数事務所（支所）の設置の解禁**
 - 特許業務法人：5 4 法人、支所：2 9 6 ヶ所に全国展開
 - （平成18年3月末）
- **弁理士試験の抜本的改革による弁理士大幅増員**
 - 平成 1 4 年 5 月より新弁理士試験を実施
 - 弁理士数 4 278 人（平成11年12月末）→ 6 695 人（平成18年3月末）

【平成 1 4 年法による改正】

- **特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与**
 - 付記弁理士数 1 479 人（平成18年3月末）
 - 特定侵害訴訟代理業務試験合格者数 5 53 人(15年度)、6 13 人(16年度)
4 34 人(17年度) 計1600人

【平成 1 7 年法による改正】

- **ADR 代理業務の範囲を明確化し、対象に著作権を追加**